

薬物中毒ではないことを証明する 診断書の作成について

当院では薬物中毒ではないことを証明する診断書の作成が可能です。

調理師、薬剤師、美容師、各種医療従事者などのお仕事をされる方や猟銃所得申請をされる方は、薬物中毒ではないことの診断書の提出を求められます。

当院では尿中乱用薬物検査キットを用いた尿検査を行い、覚醒剤・大麻・コカイン・モルヒネなどの薬物中毒ではないことの診断書を作成いたします。

- ・検査方法:尿検査(尿中乱用薬物検査キット)
- ・検査項目:覚醒剤・大麻・コカイン・モルヒネ系(あへん、ヘロイン)
- ・検査時間:10分程度
- ・診断書発行:当日または翌日
- ・予約方法:電話、受付窓口
- ・費用:診断書作成3,300円(税込) + 検査料4,400円(税込)

注意事項

- ・尿検査を行いますので、来院直前の排尿はお控えください。
- ・指定書類をお持ちください。
- ・資格取得時の診断書ですので**基本的に陰性を確認するための検査ですが、万一陽性となった場合には診断書は発行できません。**
- ・**陽性となった場合、検査料 4,400円(税込)のみお支払い頂きます。**
- ・風邪薬や咳止め薬を内服されますと、その成分が原因で薬物陽性反応が出てしまうことがあります。風邪薬や咳止め薬を内服された方は、1週間程度あけてから検査を受けるようにしてください。
- ・医師が麻薬中毒者又はその疑いがある者を発見した場合、麻薬及び向精神薬取締法に基づき、速やかに都道府県知事へ届け出ることが義務付けられています。